

選考委員会運用方針

再任の回数の数え方について

1. 再任の回数に係る規定

日本学術会議会則（平成 17 年 10 月 24 日日本学術会議規則第 3 号）

第 12 条 連携会員の再任の回数は、2 回を限度とする。ただし、任命の時点で 70 歳以上であるときは、当該任期限りとする。

2 前項の再任の回数には、会員に任命された場合を連携会員として任命されたものとみなして、これに含める。

2. 任期が 6 年に満たない場合として想定されるもの

- (1) 3 年任期の会員又は連携会員(第 20 期)
- (2) 定年により退任した会員が連携会員に就任した場合(平成 27 年 9 月 30 日まで)
- (3) 補欠の会員又は連携会員に就任した場合
- (4) 連携会員の任期途中で会員に就任した場合
- (5) 任期途中で会員又は連携会員を辞職した場合

3. 再任の回数の数え方について

以下のような考え方により、1 回に数える場合と数えない場合を判断することとしたい。

任期 6 年として発令された会員又は連携会員について、1 回に数えることとする。